

迷彩色の春に・・・

山中悦子 (編集部)

春爛漫。外は満開の桜花。誰もがこの柔らかな春に笑顔を見せる日本において、テレビに目を転じると砂漠を進む戦車の画像。ミサイルが爆発する炸裂音。チャンネルをBS1にかえる。石井（ドジャース）が投げる大リーグ中継。対戦相手はサンディエゴ・パドレス。一瞬目を疑い、そうと知って愕然とする。ユニフォームの上着が迷彩色だ。ホームチームが着用する白い

ユニフォームをズボンに残しているものの、戦地の兵士と同じ迷彩色の上着。サンディエゴが、アメリカが誇る海軍の重要基地であることは知っている。一度だけこの町を車で通り過ぎたことがある私は、あの時車窓に見た戦艦の群れを今でもよく覚えている。カメラはスタンドで観戦する迷彩服の兵士を映している。7回の表を迎えた時、そこで歌われたのは「私を野球場に

無言の抗議と
兵士の想い

●開戦の日にトマホーク10発を発射したのは横須賀を母港にする「カウベンス」だった。横須賀基地ゲート前では、毎日6時から1時間、市民による無言の抗議が行われている（日曜は4時から）。

●兵士や家族に対してイラク戦争への賛否の投票も行った。投票総数34票のうち、「国連決議なしでも支持」はわずか6票（17.6%）。「国連決議があれば支持」と「反対」を合わせると56%。

●「サンプル数は少ないけれども、ここに兵士や家族の平均的な想いが現れていると思う」と非核市民宣言運動ヨコスカの新倉さん話す。

編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員（月額）個人1口1000円 団体1口2000円 ●参加会員（月額）個人1口500円 団体1口1000円
●通信会員（年額）1口3000円（会費には本紙購読料が含まれます）

連れてって/「Take me to the ball game ♪」ではなかった。制服を着た将校が声高からに歌ったのは9. 11後のアメリカ国内に満ち溢れた歌、第二アメリカ国歌といわれた「God Bless America ♪」だった。これがアメリカの春、迷彩色。イラクの春はどんな色だろう。空から爆弾が落ちてこなくなるまでイラクには春がこないだろう。

「WOLDEACE NOW1.18」に参加して日比谷公園から銀座を歩いたことがもうずっと昔に思える。あの頃は戦争を容認するか否かをめぐって国連安保理で米・英対仏・独・ロ・中の激しい攻防が展開されていた。自分たちの力で戦争を止められる—誰もがそう信じて「No War」を叫んで歩いた。私はNGO仲間8人と歩いた。PARC（アジア太平洋資料センター）自由学校・チンドン屋教室の卒業生がチンドン♪と賑やかな音を奏でるとなりを歩いていたので私の姿は半分だけ「AERA」に載った。アメリカひとり勝ちの経済のグローバル化に異議を唱える人々が、インターネットによる情報のグローバル化の恩恵をめぐって、同じ思いの人々のアクションにつながった。それは国境を超え、地域を超え、年齢を超え、経験を超えてテレビの中で全世界の人たちの輪の中に溶け込んだ。

けれど同じ頃、日本政府は安保理で暗躍。アメリカ、イギリスが「最終的にはイラクへの武力攻撃を容認する」という内容の修正決議案を提出した際、理事国でもない日本が票のとりまとめにかかったのだ。賛否を明らかにしていなかった「中間派」と呼ばれる国々にアメリカ支持を働きかけた。それも驚くべきことに、日本の援助の割合が高い国々へ「ODA」供与を条件にした。正真正銘の「買収行為」である。国

際協力NGOは束になってこれに抗議する声明を出した。

3月20日、とうとうイラク攻撃が始まってしまった。午後3時、私はアメリカ大使館へ抗議に出向いた。友人と二人だった。地下鉄を降りて地上に出ると、港区赤坂1丁目、アメリカ大使館周辺はまるで戒厳令下。50M先にアメリカ大使館というところの角が曲れない。「NO WAR」の文字入りポスターを持っていた私たちに制服警官が「抗議行動ですか？すみません、あちらから行ってください」と言う。「通れないんですか？どうしてですか？ここはフツの道でしょ？」「ええ、そうなんですけど、通れません。あちらからお願いします」「どうしてですか？」「お願いします。それを4回ぐらい繰り返したのち、こちらが折れて次の角へ。そこでまた「すみません、この道は通れません」。ムツとしている私たちの横をスーツ姿の男性が通り抜ける。「その〇〇会社へ行きます」と言って身分証明書を見せたのでOKが出たのだ。「どうしてだめなんですか？ここはフツの道ですよ、私道じゃないですよ。おかしいじゃないですか？」「ええ、おかしいかもしれませんがだめなんです。むこうを回ってください」「誰が決めたんですか？」「知りません」「この道に入ったら逮捕しますか？」「逮捕しません。けれど、すみません、入れないんです。向こうを回ってください」と警官たちはあくまでも職務に忠実。そんな角を4ヶ所ぐらい通った。最後は手に持っていた「NO WAR」と書いたポスターをバッグにしまって警官に「あちらに用事があります」「あちらって？」「あちらです」と言って大使館への道を曲った。

昨日までフツに誰でもが歩けた道が突然警察官によって通行を規制される。これを「戒厳令下」と言わなくて何ていうのだろう。到着した大使館前には100名ぐらいの人ががんばっていた。若者が主役だった。私はお端の方で「NO WAR」のポスターを大使館側に見せながら黙して立ち続けた。これからアメリカの爆撃にさらされるであろうイラクの人々の恐怖と悲しみを想像すると、私には抗議の声も出なかった。

22日、横浜大通り公園（関内）で「イラク攻撃をやめよう！」の声をあげた。「神奈川から反戦」の主催は国際協力NGOのメンバーが中心の女性たちの実行委員会だった。とんでもない寒い日だったが300名近い人が集まった。小泉首相の地元神奈川、空母・キティホークの母港であるヨコスカなど米軍の戦争を支える基地県神奈川から「反戦」の声を出した。公園に北沢洋子さん（日本平和学会会長）の力強い声が響いた。「戦争が始まってしまったけれど、私はあまり落胆していない。この戦争には何の正当性もないのだ。アメリカは唯一の超大国ではない。世界中で一斉に反戦の声を上げた1200万人の市民がもうひとつの超大勢力なだけだから、戦争を止めることができる。皆さんが街に出ればそれが実現します。街に出ましょう。」このあと、新倉裕史さん（非核市民宣言運動ヨコスカ）、田巻一彦さん（キャッチピース）が、市民お

おぜいが話した。会場には9. 11のあとアメリカ中に流れた「♪アメイジンググレイス」とブッシュが大嫌いな曲「♪イマジジン」が流れた。パレードは横浜スタジアムから官庁街を歩くコースだったが、解散地点からが本番だった。三々五々、勝手に、手に手にポスターを持って赤レンガ倉庫前からランドマークタワーを通過して桜木町へ。人気の観光スポットでアピール効果はバッチリとなった。

横須賀3. 30拡大定例デモは集会に150名、デモに180名の参加があった。この街に暮し、厚木基地で訓練をした兵士たちが今イラク上空でその成果をみせている。イラクの人々の上に爆弾を落とすために神奈川の基地でウデをあげていただなんて…と考えるとせつない。兵士の中にはイラクで命を落とした人もいるのだろうか、ふと心配になる。

兵士たちの多くは娘と同じ年頃。市民はどちらの犠牲も望まない。「多少の犠牲はやむを得ない」と言えるのはいつも時の権力者だけ。自衛



5万人のパレード (3.21東京 WORLD PEACE NOWのHPから (写真:伊藤孝司さん))

隊兵士のことを心配しなければならない日が近いうちにくることのないよう、がんばらなければとあらためて思う。海上自衛隊総艦部前で木元茂夫さん（すべての基地にNo!を ファイトかながわ）がアピール。米海軍司令部横須賀基地ゲート前で宮崎牧師が英語でアピール。商店街を歩きながら私がアピール。そしてヨコスカデモの名物・よろずピースバンドが歌う。「海辺を歩こう♪」、「平和船団の歌・船を出そうよ♪」。

この数ヶ月間、私は世界中のみんなが武力攻撃に反対していることを直接実感している。今回「MOVE ON」というアメリカのNGO発の運動にインターネットで参加した。呼びかけに応じて国連安保理での米・英提案の修正決議案を通させないための署名をした。たった二、三日で世界中から55万人分もの署名を集めた。署名の数にも感激したがもっと感激したのは、

その署名の扱われ方だった。国連本部にニューヨーク市内と近郊のNGOのボランティアが300人以上集まり、各国国連大使にこの署名簿を届けたのだ。これが効を奏さなかったのは残念でならないが、みんながせいっぱい自分たちに出来ることをしていることを知って嬉しかった。今はすぐにも「攻撃中止」を決議する国連総会を開くよう各国に働きかけている。ただし総会開催はアメリカが必死になって妨害しているとの情報がグリーンピースから入っている。でもこれを乗り越えなければ、

「復興支援」という美名のもと、日本も参入しての国益争いが話題にのぼりはじめています。その前に市民はイラク攻撃即時中止を求めて代々木公園へ。「WORLD PEACE NOW 4.5」いよいよ正念場。雨にも負けず…私も出かける。◆◆

やはり「無力だった」と嘆く前に 国連の平和力の復権を 目指そう

田巻一彦（編集部）

とうとう戦争が始まってしまった。米英軍の首都への肉薄を伝えるニュースを聞きながらこの文章を書いている。

二月ほど前、私たちは希望を持っていた。もしかしたら、国連の「平和力」が戦争を止めるかもしれないという大ききはないが、たしかに「希望」と呼ぶことのできる予測だった。しかし、ブッシュ・ブレア連合は、国際社会の静止を振り切って戦争に突入した。

そして今、マスメディアの関心はもっぱらこの戦争

の行方に集中しているように見える。戦争は何日で決着がつくのか、いつ米英軍がバグダッドを制圧するのか、そして戦後のイラク社会はだれの主導のもとで支配されるのか。一方、武力行使をめぐってあれほど激しい対立を示していた国際社会も、「戦後復興」のあり方＝国連主導なのか米英主導なのか＝をめぐって駆け引きに焦点を移しているように見える。

国際的な反戦世論は、国連という舞台上で大きな力を示したかにも見えた。だが、ここ数週間の動きは、次の

様なあきらめを私たちに抱かせる。「やはり国連は無力だ」。

しかし、そのように見てしまうことは大きな間違いだと思う。この半年あまりの武力行使をめぐる「綱引き」がどのように進展したのかを振り返れば、私たちがそこに見出すべきなのは「国連の無力」ではなく、「国連の平和力」が持つ「可能性」と「限界」の両方なのではないだろうか。そう確認するところから私たちの反撃が始まる。

90年代は国連の権威失墜の時代だった

湾岸戦争から12年の歴史は、たしかに国連の権威失墜の時代だった。

安保理決議687が定める停戦条件の履行について、その主導権は常に米国に握られていた。武器査察団には米英の情報部員が入り込み、それをイラクが非難すると、査察団を引き上げ、空爆で報復（98年「砂漠の狐」作戦）、実はこの時点で大量破壊兵器の90%は破壊・無力化されていたと査察団は報告していた。しかし「砂漠の狐」作戦はその証拠もろともに査察の実績を雲散霧消させた。停戦決議の直後の安保理決議688を悪用した米英の「飛行禁止空域空爆」は、少なくともブッシュ政権登場以降はイラク侵略の準備の色彩を深めていた。経済制裁も、もっとも弱い人々を直撃していた。何人もの国連人道支援担当者が抗議して辞任し、欧州では制裁解除の声が高まった。制裁ももっとも固執したのは米国だった。

このような、米国の専横を国連はことごとく追認していた。米国は「何をしてもよい」「国連は都合のいい道具だ」と思っていたにちがいない。

国連は米国の「思うがまま」にはならなかった

昨年9月、ブッシュ政権は武器査察に関する決議案を安保理に提出した。イラクの違反、即「必要なあらゆる措置＝武力行使」という内容の案だった。しかし、これに対する国際社会の対立は、米国の予測を超えるものだった。脅迫と懐柔のあらゆる手を使って米

① 湾岸戦争後の 国連・権威失墜の歴史



② 国連再生の希望と 挫折(1)

- 02.9.27 米英空爆
イラクが違反すれば即武力行使
- 02.11.8 決議687
違反は安保理で再協議
- 03.1.27 査察中間報告
大量破壊兵器の証拠なし
- 03.2.5 ハウエル報告



2.15-16 世界数千万人が町に

③ 国連再生の希望と挫折(2)

2.14 **査察団追加報告**

パウエル長官の「証拠」を否定。

2.18-19 **安保理公開協議**

60ヶ国中50カ国が武力行使反対。

2.24 **米国新決議案**

3月17日を最終期限に

独仏「覚書」案
査察強化・延長

3.19 **開戦**

国は非常任理事国を落とそうとした。しかしそれはできなかった。例えばアフリカの国連大使は、米国に同調しなかったために本国に召還された。モーリシャスは米国から莫大な経済援助を受けており、この援助の基礎となっている「アフリカの成長と機会拡大のための法律」(African Growth and Opportunity Act)は、「経済援助の受入国は、米国の国益及び外交上の利益を損なうような、いかなる活動にも関与してはならない」と定めているのである。

結局、2ヶ月近い折衝によっても米国案は通らなかった。そのかわりに安保理が選んだのは「査察への信頼と期待」をより前面に出した決議(安保理決議1441)だった。この時点でブッシュ政権もイラク問題を「体制変更問題」ではなく「大量破壊兵器問題」へと再定義を余儀なくされた。

決議1441のもとでの3ヶ月。査察は問題を抱えつつもこれまでにない機能していた。国際社会の「査察継続」の流れは定まった。パウエル国務長官の外相級会談での「証拠開示」も効果を上げなかった。

少なくとも、世界の反戦世論は、国連の場でも武力行使を止める力として機能していた。

国連から「場外に脱出」した米英

④ 米英の国際法違反



ジュネーブ条約

- ◆過度の傷害を与える手段の禁止
- ◆自然環境に深刻な損害を与える手段の禁止
- ◆民間人攻撃の禁止
- ◆無差別攻撃の禁止

国連憲章

第42条
承認なき武力行使

第51条
自衛権の拡大
濫用

第2条(4)
体制変更のための戦争



しかし、結局米英が選んだのは国際社会を説得することでも、懐柔することでも買収することでもなく、自ら国際社会＝国際法の支配の「外へ飛び出る」という道だった。この決定は、国連憲章をはじめとするいかなる国際法にも合致しない。「国際法違反」ともよぶことのできない「謀反」＝クーデターに等しいことだった。

戦争は現に進行している。現に人々の命が奪われている。この現実を前にして私たちは言葉を失っている。しかし、恐ろしく無残な形ではあるが、国際的な平和世論は、きわめて部分的な勝利を手にした。それは、「国連が戦争を認めなかった」という事実である。2月18日と19日に安保理拡大協議を席巻した反戦の声は、戦争を止めるには足りなかった。しかし、米国の政治的孤立を明らかにした。同時に、「国連決議」を戦争支持の理由としていた同盟国＝英国そして日本にとって、この戦争の外交的コストは、彼らが期待していたよりも、はるかに高いものになった。

国連の平和力の「可能性と限界」は、ここにある。ではこの可能性をいかにして拡大していくのか、私たちは、戦争を一秒でも早く止めるための世論形成の中で、その道を見つけていかねばならない。

その一つの鍵が「国連総会」の復権であると思う。安保理が分裂し、「軍縮問題としてのイラク問題」に

対処する能力を失った今、国連全加盟国の意志にその是非を問えとの声を上げることが大事だと思う。その手がかりは国連安保理が1950年に上げた「平和のための統一(Uniting for Peace)」と題された決議377である。この決議によれば、安保理の7カ国(拒否権は発動できない)または加盟国の過半数の要求によって、要求から24時間以内に臨時総会を開くことができる。そこで、米英のイラク侵略＝先制(予防)攻撃の合法性・正当性を議論し、非難決議や勧告を議決させるのである。(9～10ページに請願書の文例)

戦時人道法の遵守を監視しよう

戦時人道法(ジュネーブ協定及び関連議定書など)の遵守を監視するのも国連の役目だ。すでに、米軍は劣化ウラン弾やクラスター弾などを使用している。これらは国際法で明示的に禁止された兵器ではないが、ジュネーブ協定第1議定書で禁止された「過度の障害を与える手段」「自然環境に深刻な損害を与える手段」「民間人に対する攻撃」「無差別攻撃」にあたることは明白である。国連の「差別の禁止とマイノリティの保護のための小委員会」は、1996年、劣化ウラン弾やクラスター弾の危険性に関する情報収集とこれらの排除のための実効的な手段を勧告することを事務総長に求める決議を採択した。反対は米国のみだった。

臨時総会ではこれらの問題も議題になるであろう。そして、国連人権部門や軍縮部門での重要なアジェンダとしていこう。そして、国際司法裁判所や国際刑事法廷による追及を準備しよう。

この数ヶ月の国際世論は、米英の作戦行動＝戦争のやり方に間違いなく影響を与えている。米英は半年前

5 国連の「平和力」創造的回復を!

人道支援
組織

大国に牛
耳られた
官僚機構



加盟諸国の平等な協働機関

平和のための統一

安保理決議377

「Uniting for Peace」

に基く緊急総会を求めよう!

よりもはるかに慎重にターゲットを限定し、民間人の巻き添えを避けようとしているように見える。それでも多くの犠牲者がでているのだが。

まだ、勝負をあきらめてはならない。私たちが「戦争を止める」という緊急の仕事が残されている。イラクをめぐる国連は私たちに様々な顔を見せてきた。「大国に牛耳られた官僚機構」としての国連、「戦争の後始末を黙々と勤める」国連。そして、もう一つの顔があることも私たちは知った。それは「加盟諸国の平等な協働機関としての国連」である。私たちの即時戦争休止のための努力は、この第三の(そして本来の)力を創造的に回復していくことでもある。◆◆

イラク戦争と国際法①

国連憲章・国連決議

(1) 国連憲章42条違反

：決議なき武力行使

国連安保理の承認なき武力行使は、国連憲章第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」第42条の規定への違反である。安全保障理事会は、第41条で定める措置(経済制裁、断交

等の非軍事的措置)では不十分であろうと認め、不十分なことが判明したと認めるときは、国際的平和及び安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍または陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

(2) 国連憲章第51条違反

：先制攻撃

イラクによる米英攻撃がない状況下での武力行使は、国連憲章第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」、第51条の以下の規定への違反である：この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国

に対して**武力攻撃が発生した場合**には、**安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない**。この自衛権の行使に当たって加盟国がとった措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が**国際の平和及び安全の維持**または回復のために必要と認める行動をいつでもとる、この憲章に基く機能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

③ 国連憲章第2条(4)違反
: 体制変更目的の武力行使

イラクの「体制変更」を目的とした武力行使は、国連憲章第1章「目的及び原則」第2条の以下の規定への違反である：この機構及びその加盟国は、第1条に掲げる目的を達成するに当っては、次の原則に従って行動しなければならない。

4) すべての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならない。

④ 安保理決議687違反
: 軍縮の二重基準
: 安保理の権限の無視

91年4月3日に採択された湾岸戦争の停戦条件を定めた決議。米英は、これを今回

の武力行使の根拠とし、小泉政権もこれに同調している。

- ①クウェート国境の画定と尊重
- ②停戦監視ユニット。
- ③イラクの大量破壊兵器の無条件の破壊・撤去・無害化、現地査察のための特別委員会(UNSCOM)の設置。
- ④クウェートの財産の返還。
- ⑤外国政府等に対する損害賠償。
- ⑥経済制裁措置(大量破壊兵器に関するイラクの義務履行が確認されない限り継続)
- ⑦クウェート人等の帰還。
- ⑧イラクのテロリズム支援の禁止。

「決議の前文が大量破壊兵器について次の様言及していることを特に強調しておきたい。『中東地域に核兵器地帯を設立するとの目的を提起し、すべての大量破壊兵器がもたらす同地域の平和及び安全に対する脅威並びに中東地域にこのような地帯を設立することに向けて作業を行うとの必要性を認識し、また、同地域において均衡のとれたかつ包括的な軍備管理を達成するとの目的を認識し、更に同地域の諸国間の対話を含むすべての採用可能な手段を用いて前記の諸目的を達成することの重要性を認識し。』12年間、このような努力はなされたのだろうか。イスラエルに対する核査察は行われていない。

また第34項は「(安保理は)本問題を引き続き検討し、本決議の履行並びに当該地域の平和及び安全の確保のために必要とされる

場合における他の措置をとることを決定する」としている。履行状況を評価し、対応措置を決定する権限はあくまでも安保理にある。

⑤ 「先制攻撃」と「予防攻撃」
: 恣意拡大のための意図的誤用

2002年9月の米国『国家安全保障戦略』において、繰り返し述べられるのは、「米国はならずもの国家やテロリストによる米国民並びに同盟国に対する重大な挑戦に対しては先制的攻撃(pre-emptive action)の権利を行使する」ということである。

先制的攻撃とは、「米国防総省軍事用語辞典」によれば「敵による攻撃が、差し迫っていることを示す議論の余地のない証拠に基づき開始される攻撃」である。しかし、今回のイラク攻撃を支持する「議論の余地のない証拠」はない。したがって「先制的攻撃」ではなく「予防的攻撃(preventive action)」である、というのがこの部分の趣旨である。同じく国防総省の定義に従えば「予防的攻撃」は「軍事的攻撃が差し迫っていないとしても、不確実であり、かつ(対応の)遅滞がより大きな危機を生起せしむるとの確信に基づいて開始される攻撃」である。実際、『国家安全保障戦略』で用いられる「先制的攻撃」が用いられる文脈は「予防的攻撃」にむしろ近い。ここには、自らの恣意的裁量を無制限に拡大するための「意図的な誤用」があると、多くの国際法学者が指摘している。(田巻一彦)

「軍事的目標」とは次の様に定義される。「性質」として：兵舎、司令部、通信施設等、通常軍によって使用されていること。「配置」として：橋等の建造物で本来軍事目的で作られたのではないが、軍事的重要性を持つ場合。たとえば、建造物が敵軍の戦場への到着、退却及び補給に使われている場合。

「目的及び使用」として：「目的」とは、将来軍事的に利用することが意図されていることであり、「使用」とは現に使用されていること。例えば、建造物が軍の要員を収容したり、野戦司令部として使われる可能性がある場合である。しかし、現時点でこのように使われていることに疑問がある場合には、民間施設と見なさなければならない。

すなわち、ある建物を破壊することは明確な軍事的優位性が得られる場合においてのみ合法とされる。たんに潜在的な、ある

いは偶然とした優位性の確保を理由に攻撃するのは違法である。上記の規程を満たす政府機関建物の攻撃は合法であるが、規程を満たさないものは民間施設と見なされ、攻撃してはならない。

4. 放送局の攻撃は？

民間人の士気を挫いたり心理的抑圧を加えるために、民生用テレビ局を攻撃することは違法である。放送局を攻撃すれば議会のプロパガンダを止めて、イラク国民の士気を低下させ、政権の基盤を弱めることになるが、このいずれの目的も国際法が求める「強固で直接的な」軍事的優位性とは言えない。

米兵の捕虜の映像が放映されていることを放送局攻撃を合理化する根拠とするのはできない。この行為は捕虜の処置に関するジュネーブ協定の条項に違反するが、それがイラクに対して「強固で直接的な」軍

事的優位を提供しているとは言えず、放送施設の破壊は合理化されない。

5. クラスタ爆弾は？

クラスタ爆弾は、空中もしくは陸上から発射されて、数十から数百の小弾等を広い範囲で飛散させる兵器である。クラスタ爆弾の使用を、化学兵器等のように明示的に禁止した国際法はない。しかし、国際人道慣習法は軍民の目標に無差別攻撃を与える攻撃を禁止している。小弾頭の飛散パターンは不規則なので、目標を正確に定めることは不可能である。その結果、人口の多い場所の近くでクラスタ爆弾を使えば、必然的に無差別攻撃となる。しかもクラスタ爆弾の小弾頭の5ノースセント前後は不発弾として残るので、民間人に対しては対地雷と同じようなリスクをもたらす。(訳とまとめ：田巻一彦)

英軍兵士が命令を拒否
「市民の巻き添え」を批判

Gardian 3.31, 2003 より

イラクに派遣された英軍兵士3人が、戦争遂行に異論を唱えたことを理由に本国に送還された。彼らが争が無辜の市民を殺していることに抗議したのが理由と思われる。3人の兵士(うち1名は二等兵、1名は工兵)は、南部イラクで油田の防衛の任務についている第16航空機襲撃隊に所属している。(略)

国防省によれば、三名は軍法会議にかけられる予定であり、弁護人を探している。国防省は個々のケースに対するコメントはできないしつつ、彼らを本国送還するべきであるとする「いかなる証拠も得られていない」としている。

兵士を本国送還する理由としては、特別な慰労、健康上の理由、懲戒等を挙げることができる。しかし、今回の三名の送還理由は、民間人の犠牲を増やすような戦争のやり方に対する批判である。彼らが弁護人を探していることから、今回の送還は戦争神経症等の健康上の理由ではなく、命令に服することを拒否したことが理由であることは明白である。

国防総省の法律専門家たちは、彼らに本国帰還命令を出すための法的根拠の明確化に苦慮していることを明かした。

兵士の命令拒否は、戦局の展開が予断を許さなくなってきた今日、政府にとってきわめて頭の痛い問題である。また、南部イラクの都市エリアでの米軍の戦闘によって民間人の犠牲の証拠が増加していることに頭を悩ませている英軍幹部にとって、この問題はさらなる悩みの種になるであろう。(訳：田巻一彦)

安保理決議 377 にもとづく
国連臨時総会の開催を！

安全保障理事会大使館への要請書の文例を作りました。次のページにあります。送り先は次のとおりです(●常任理事国)。紙面の都合でファックスだけのところがあります。ご容赦ください。

- アンゴラ共和国大使館
〒106-0046 港区元麻布 2-14-9 Tel: 03-3454-4861
- ブルガリア共和国大使館
〒151-0053 渋谷区代々木 5-35-31 Tel: 03-3465-1021
- カメルーン共和国大使館
東京都世田谷区野沢 3-27-16 Tel: 03-5430-4985
- チリ大使館
〒105-0014 東京都港区芝 3-1-14 日本生命赤羽橋ビル 8階 TEL: 03-3452-7561
- ドイツ連邦大使館 Fax: 03-3473-4243
- ギニア共和国大使館
〒150-0035 渋谷区鉢山町 12-9 Tel: 03-3770-4640
- シリア・アラブ共和国大使館
〒107-0052 港区赤坂 6-19-45 Tel: 03-3586-8977
- メキシコ合衆国大使館
Tel: 03-3581-1131 Fax: 03-3581-4058
- パキスタン・イスラム共和国大使館
〒106-0046 港区元麻布 2-14-9 Tel: 03-3454-4861
- スペイン国大使館
〒106-0032 港区六本木 1-3-29 Tel: 03-3583-8531
- ロシア連邦大使館 Fax: 03-3505-0593
- フランス大使館
〒106-8514 東京都港区南麻布 4-11-44 tel. (03) 5420.8800
- 中華人民共和国大使館
〒106-0046 東京都港区元麻布 3-4-33 Tel: 03-3403-3388
- イギリス大使館 Fax: 03-5275-3164(代表)
- アメリカ合衆国大使館 FAX: (03) 3505-1862

イラク戦争と国際法②

戦時人道法(米人権NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」ホームページより抜粋)

1. サダム・フセインや他の政治・軍指導者を標的にすることは？

軍司令官らを攻撃対象とすることは、民間人保護のための国際法が守られている(例えば、攻撃が無差別でありえず、民間人に過大な損害を与え得ない限りにおいて)国際人道法によって禁止されていない。たとえ「第1撃」であっても指導者を標的にすること自体は違法ではない。

しかし、1976年以来、米国の歴代大統領は「政治的暗殺」を禁止する大統領令を引き続き維持している。この大統領令はかつて米国が外国指導者を暗殺したり暗殺を謀

ったりしてきたという事実を踏まえて発せられている。これとの整合性を考慮すれば、政治指導者を標的にすることが合法であると、国際法を解釈することは不可能である。

2. 自国の油田を破壊することは？

自然環境保護義務に違反する。ジュネーブ協定第1議定書第55条は次のように規定している。「戦時においては、自然環境を広範囲、長期的かつ深刻な破壊から保護するための考慮を払わなければならない」。ここで言う「保護」には、自然環境を破壊し、住民の健康や生存に影響を与えるよう

な戦術を取らないことも含まれる。米国はかつてこの条項は余りに幅広く、かつ曖昧であり、戦時における「均衡の原則」などに合致しないと批判していた。

3. 政府機関の建物への軍事攻撃は？

政府機関の建物への軍事攻撃は「当該建物の性格、配置、目的及び使用が軍事行動に有効に貢献している場合」であって、「当時の状況において、それらを全部もしくは部分的に破壊し、捕獲もしくは無害化することによって明確な軍事的優位性が確保できる場合」には、合法とされる(第1議定

米国などの対イラク戦争を討議するため
安保理決議 377 に基づく緊急総会を開いてください

拝啓

私（たち）は、米国及び英国が主導するイラクに対する戦争が国連安全保障理事会による承認なしに行なわれていることを憂慮し、この戦争の合法性と正当性を議論するために、ただちに臨時総会を開催することを要求します。

この請願は、「平和のための統一」と題された、国連安保理決議 377（1950 年採択）に基づいて提出するものです。この決議は「安全保障理事会常任理事国の意見が一致せず、安全保障理事会が国際の平和を維持することができない場合には、ただちに総会が当該事案を検討する」ことを定めています。安全保障理事会 7ヶ国が賛成すれば、24 時間以内に総会が開かれます。

この戦争を一刻も早く中止させ、犠牲と破壊と混乱と憎しみのこれ以上の拡大を阻止するために、私たちの請願を採択し、「平和のための統一」への努力をすみやかに開始されるよう要請します。

敬具

Honorable Leaders and Representatives of
the U.N. Security Council Member States

Petition for The General Assembly Emergency Eession on Iraq War.

Dear Sir,

I(we) undersigned, who are disappointed that the war has been launched against Iraq by the U.S. and the British administration s without an authorization by the U. N. Security Council, ask for holding an emergency session of the U. N. General Assembly as promptly as possible for the purpose of discussing the legality and legitimacy of the war.

This petition is based on the Security Council Resolution 377 titled "Uniting for Peace" adopted in 1950, which provides that if because of the lack of unanimity of the permanent members of the Security Council and the Security Council maintain international peace where there is a "threat to the peace, breach of the peace or act of aggression" the General Assembly "shall consider the matter immediately". The General Assembly can meet within 24 hours to consider such matter and can recommend collective measures to U. N. members. The General Assembly will be invoked either by seven members of the Security Council or by a majority of the members of the General Assembly.

In addition to the humanitarian relief activities which has been conducted by the U. N., it is critical to stop the war itself to avoid further expansions of the deaths, injury, destruction and disappointment. I line with this, I (We) eagerly ask for your starting the "Uniting for Peace" procedures soon.

for Peace and Justice,

日付 (Date) _____

名前 (Name) _____

住所 (Address) _____

ヒロシマは 反戦の春を 駆け抜けている

湯浅一郎
ピースリンク広島・呉・岩国

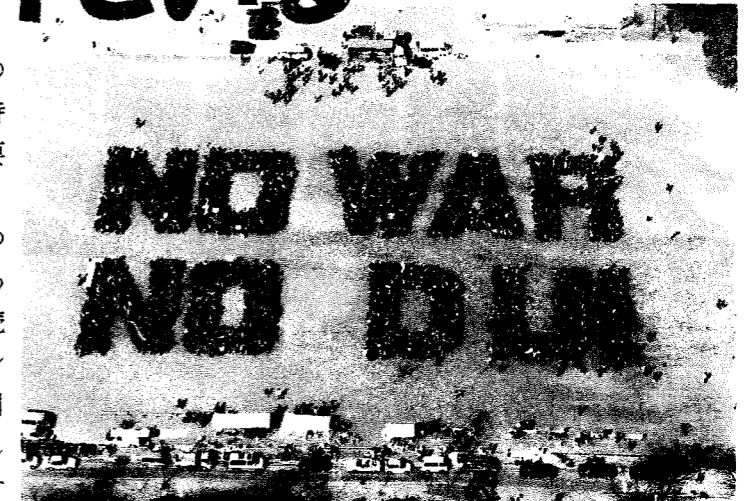
今、アメリカの一国主義と世界の反戦を求める民衆運動との対峙が続いている。広島は、その重要な一部を構成する。核兵器と言う大量破壊兵器の被害を受けつつも、アメリカを恨むのではなく、あくまでも核兵器の廃絶を訴え続けているヒロシマこそ、ブッシュ・ドクトリンが、核兵器の使用も含む先制攻撃戦略を基本としていることに、根本的な批判をすべき立場にある。

アメリカの先制攻撃戦略が世界を支配しようと言う新たな文脈の中で、改めて「No More Hiroshima」「No More DU劣化ウラン弾」をアピールすることがヒロシマの一つの大きな仕事である。

毎月2000人規模の集会

そうした観点からイラク戦争反対の行動が組まれ、結果として2000人規模の集会が月一回の割で行われてきた。市民運動は、その全てに何らかの形で関与してきている。

1月18日、「有事三法案の廃案を求める被爆地広島の学者・法律家・宗教者・医師・芸術家・有識者百五十人の声明」をきっかけとして、思想・信条、社会的立場を超えた幅広い広島県民の一日共闘での結集を呼びかけて広島県民大集



会が開かれた。市民運動が事務局を担って千五百人規模の集会をやり切れたことは広島にとって画期的であった。2月16日には平和運動センターが主に呼びかけて、やはり1800人の集会もたれた。

6000人の人文字

そして全国にも大きく報道された3.2人文字行動である。広島城そばの中央公園に人文字で「NoWar, No D.U.！」をつくり、航空写真にして、ヒロシマの思いをアメリカの市民に知らせようと言う企画である。話は、2月15日から始まり、2週間で1万人を集めようと言う意欲的なものである。イベントとしてとても面白いのはわかったが、大変な構想で、目一杯の動きをしている立場からは、どうなることやらとの不安の

ほうが大きい話であった。しかし、その目標が、結果として、一人一人が最大限力を発揮させる要因になったことも事実かもしれない。主催者の予想をはるかに超える実に6000人の市民が集まり、画期的なものとなった。

大部分は、広島市民。それも、初めて行動した人たち（家族連れ、学生、年金生活者、被爆者）である。前日まで、人文字の申し込みをしていたのは2000人足らずで、当日の参加者が7割方を占めている。天気が快晴であったことも一つの要素だが、天気が良ければ行ってみようと思っていた市民が多数いたことも事実である。ここには、根強いイラク攻撃反対の世論が背景にある。「何かせねば、何かしたい」という思いを持った人々に共鳴させる行動形態を提起したと言うのが一番の要素である。NoWar! No D.U.！（劣化ウラン弾）の人文字の航空写真が、アメリカの新聞NYタイムズに掲載され、「被爆地ヒロシマからのメッセージとして世界の人々に届く」、その一部を自分が担っている。参加者が主体で有ることを実感できる取り組みである。またマスコミが、新しい動きとして連日のように大きく取り上げたことも大きい。

地元の民放は、中心的に行動している何人かを、入れ替わり立ち替わり夕方のニュースでゲスト出演させ、「これに参加することが広島市民の役割である」との雰囲気を作り出してくれた。また、1週間前から中心部のアリスガーデンという小さな公園にテント村を作り、テントでの記者会見から始まって、毎日中心部に音楽付きでくり出し、宣伝を続けたことも大きかった。中高校生、大学生の反応はすごく、彼らは、グループで準備に関わり、当日も参加してくれた。主体的な意志を持った市民の行動が政治を変えることが、今出現しようとしていることを実感させるに十分な盛り上がりであった。

「持続」が新しいテーマに

この流れは、3月15日、キャンドルによる灯文字として、原爆ドームでもとされた（主催者発表2500人）。3月23日には、リボンで原爆ドームを囲む行動（主催者発表2000人）として引き継がれた。実数は、それぞれ7-8割かもしれないが、少なくとも1000人を越える市民が自主的に行動に出かけていることは事実である。このようなイベント的な行動を、月に3回こなしたことは、すごいと言えはすごいが、この連続では体が持たない。中心メンバーだけではなく、当日の参加する人にして、毎週のように行動するというのは、大変なことである。

そこで、途中から、このエネルギーを持続し、広島における運動に活かして行くにはどのようにするのがいいかという議論が始まり、当座、様々な人が関わっている「核兵器廃絶をめざすヒロシマの会」（HANWA）として行動を提起していくのが一番スムーズではないかと言うところに落ち着きつつある。3月23日、リボン行動は、そうして行った。半ば恒常的な運動体この勢いは、何なのか、行動を担ってきた主体にとっても判断しにくいことではある。

ピースリンクとしては、股裂き状態が続いている。独自の行動は、ある意味で細々と持続している。基本は街頭に立つことである。例えば、呉では、3月18-23日、毎日、夕方6時から7時過ぎまで、呉駅前にたち、ブッシュ、小泉へのFax署名を送る行動を行なった。10人でやると、毎日、100人以上の署名が集まり、その日のうちにFaxを送るのである。中高校生の反応がいい。多くの人が、戦争に反対していることが伝わってくる。これは、広島でも行っており、互にやることで存在感を出すようにしている。

平和船団による抗議

もう一つの柱は、イラク攻撃が迫っている中で、日本の有りようを示すものとしての自衛隊の対テロアフガン戦争派兵に対する抗議行動である。すでに何回となく報告しているが、インド洋に派兵される艦船への抗議行動などに追われ、今年に入ってからでも補給艦「とわだ」、駆逐艦「さみだれ」の帰還（1月3日）、揚陸艦「しもきた」のカタール派兵（2月4日）、揚陸艦「くにさき」の呉配備（3月3日）で平和船団を出した。報道が問題にする度合いが減少している中、既成事実を決して許さないという意味を形で示すことの重要性は高まっている。「とわだ」一隻が米軍に供給した燃料は、米軍が使用した全燃料の実に十数%に相当する。イラク攻撃が始まり、日本の燃料供給量と供給先の拡大は必至である。

更に朝鮮民主主義人民共和国のNPTからの脱退が4月10日に起こることを契機として、朝鮮半島の情勢を利用して、有事法案の強行成立を図ろうとする動きが強まっている。イラク戦争のドサクサにまぎれた日本の軍事化の進行を許



さない、具体的な取り組みが求められている。これらの問題に、新たに行動を始めた若い人たちが、どのように向き合うのかが重要な課題である。「No War」「No D.U.」の思いが、日本の軍事化、東アジアの平和と言う課題にまで適用されるのでなければ、状況を変えることにはつながらない。

あまりにテーマとやるべきことが多いが、行動を担う主体を一人でも増えることが、大切だと改めて思っている。行動の中で、じっくりと人間的な相互作用を複層的に積み重ねることが必要である。◆◆

市長も頑張っている

●イラクへの最後通告に対する 米国への要請

アメリカ合衆国大統領
ジョージ・W・ブッシュ閣下

要 請 書

3月18日、貴殿はイラク武力行使を容認する修正決議案を撤回し、イラクに対し48時間以内にフセイ

ン大統領が国外退去しない限り、「我々が選択した時間に」武力行使に踏み切るとする最後通告を突きつけた。

貴国が、国連査察の継続・強化を通じた問題の平和的解決を望む世界の声に耳を傾けようとしなければ、自国の思い通りにならない国連安全保障理事会が責任を果たしていないと非難し、国連を中心とした

国際的枠組みを無視して軍事攻撃の開始を決定した論理は、「パックス・アメリカナ」の押し付けに他ならず、極めて遺憾である。人類の英知の結晶である国連憲章の理念を踏みこじらした米国の行為を断じて容認することはできない。貴国がイラクへの軍事攻撃の決定を即刻撤回し、問題の平和的解決に向け国際的な協調による枠組みに戻るよう強く要請する。

軍事攻撃がなされた場合、国連推計では50万人ものイラク国民が被災するとも言われ、その多くは、女性、子ども、老人など弱い立場の市民である。特に18歳未満の子どもが人口の約半数を占めるイラクでは、兵士として戦場に送られる子どもを含め、多くの子どもが犠牲となる。また、この愚行が新たな憎しみと暴力、報復の連鎖の始まりとなることを大いに危惧している。

この地球は未来の世代から私たちの世代が、ほんの

●イラク攻撃への抗議文

アメリカ合衆国大統領
ジョージ・W・ブッシュ 閣下

抗議文

本日、貴国は英国と共同で、イラクへの攻撃を開始した。

国連査察の継続・強化を通じた問題の平和的解決を望む世界の声に耳を傾けないばかりか、国連を中心とした国際的枠組みをも無視して軍事攻撃が始められたことは極めて遺憾である。人類の最大の英知は法の支配であり、その結晶とも言える国連憲章の理念を踏みこじらした行為は、法の支配そのものを崩壊させるものである。そのことは、貴殿の言葉を借りて言えば、自らを「ならず者国家」におとしめる蛮行であり、断じて容認できない。被爆地ヒロシマの市民を代表し、厳重に抗議する。

貴国は「無法の政権を許さない」、「イラク国民を解放し、世界を危機から守る」としているが、これまでの戦争の歴史を見れば、軍事攻撃により国民が犠牲にな

一瞬間、借りているものであり、私たちは、未来の世代に対する人類の共同責任として、最低限、子どもたちの生命を守り、安全な環境をつくる責任がある。その観点から、ヒロシマはどのような戦争であれ、戦争において「子どもの血を一滴も流さない」こと、並びに「子どもに血を流させない」こと、言い換えれば「子どもを戦争の道具として使わない」ことこそが、人類が存続するための最低限の原則であると考えている。

私は、ヒロシマの名において、また、人類の名において、貴国をはじめ戦争を始めようとするすべての国に、この二つを絶対条件として遵守する覚悟があるのか、厳粛に問いかけたい。

平成 15 年 (2003 年) 3 月 19 日
広島市長 秋葉 忠利

ることは論をまたない。今回の軍事行動により、イラクの無辜の市民、とりわけ多くの子どもたちが犠牲となることを深く憂慮する。また、この蛮行が新たな「憎しみと暴力、報復の連鎖」の始まりとなることを強く危惧する。

貴国は、被爆地ヒロシマをはじめ平和を願う世界の人々の声に真摯に耳を傾け、直ちに攻撃を停止し、国際的な協調の枠組みに戻るよう強く要請する。

その上で、あらためて、ヒロシマの名において、また、人類の名において、「子どもの血を一滴も流さない」こと並びに「子どもに血を流させない」ことを絶対条件として遵守し、未来の世代に対する人類の責任を果たすよう求める。

2003 年 3 月 20 日
広島市長 秋葉 忠利

沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる #69

伊波洋一

「沖縄から」「沖縄ボイス」編集委員
沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労務局長
〒901-2203
沖縄県宜野湾市野嵩2-1-8-10
伊波洋一事務所
TEL&FAX 098-892-7731

前号報告では前回2001年7月の宜野湾市長選挙での公共工事を巡る業界と市長の癒着を示す公職選挙法違反が明らかになり、公職選挙法違反、政治資金規制法違反容疑で2月4日に宜野湾市の比嘉盛光市長の後援会会長ら幹部役員と宜野湾市商工会長、建設業会支部長が公職選挙法、政治資金規制法違反で逮捕され、さらに2月20日には宜野湾市を選挙区に含む沖縄第2選挙区の自民党支部の会計責任者で衆議院議員仲村正治氏の政策秘書も政治資金規制法違反で逮捕されたことを報告した。

「県民世論の転換点か」と見出しに書いたのは、県政の大きな争点である宜野湾市政に関係する刑事事件の進展如何によっては、革新市政から保守市政に蔵替えして普天間基地の県内移設を推進する比嘉盛光宜野湾市長に波及して基地問題や県政に大きな影響を与えるかもしれないと思ったからだが、報告した3月1日の予想どおりに事態は推移している。

両事件の概要

今回の事件は、公職選挙法が禁止している自治体と契約関係にある企業・団体からの特定寄付の禁止違反と政治資金収支報告書に虚偽の記載及び宜野湾市長後援会が禁止されている企業・団体からの寄付を受け取ったということである。

3月4日に逮捕された後援会役員と宜野湾市商工会長、建設業会支部長は市発注工事の受注業者から300万円の寄付を受け取った公職選

挙法違反で逮捕された。宜野湾市長後援会の役員と宜野湾市商工会長、建設業会支部長、及び自民党第2選挙区支部は、公共土木建築業社からの企業献金を受け取ることを打ち合わせて、企業献金が許されている自民党第2選挙区支部に寄付をしたかのように見せかけて宜野湾市長後援会が約90社から2200万円の寄付を受け取っていた。

その際に、自民党第2選挙区支部の領収書を発行し、政治資金報告書でも自民党第2選挙区支部が受け取ったように見せかけた虚偽の報告をしていた。

宜野湾市長の釈明

比嘉盛光宜野湾市長は、2月4日の後援会長ら4人の逮捕に対し「後援会長は知られた人格者。よもやこういったことはない、今でも信じている。現時点ではコメントできない。弁護士と相談して、早めに記者会見を開きたい」と述べたまま、記者会見を開かず、3月定例会の開会直後の2月27日になって記者会見を行ない、後援会幹部らの有罪確定後も辞職する考えがないことを表明し、一連の事件に関与していないことを強調した。一時表明していた事件への「道義的責任」については「今抱えている懸案・課題事項を一つ一つ成し遂げることこそ、行政責任者としての取るべき道」と釈明。後援会の経理は会長と役員に任せていたと述べた。

前日の市議会定例会開会の冒頭で休憩を求め「市民に多大な不安を与え、誠に申し訳なく、



心より深くおわび申し上げる」と陳謝したが、同時に「市長就任以来、後援会の経理は一切任せてあり、私の知りうる状況にはなかった」と事件への関与を否定した。しかし、議事録に残らない休憩中の釈明に対して「緊急質問」の動議が出され、与党議員を含む賛成多数で成立した。野党議員の全員が質問煮立ち、「今すぐに辞表を出すべきだ」などと市長の道義的責任を追及した。しかし、比嘉市長はまったく知らなかったとの釈明に終始した。

宜野湾市長の逮捕と辞職

沖縄県警特別捜査本部は3月4日夜、比嘉盛光宜野湾市長を公職選挙法違反（特定寄付の禁止）と政治資金規制法違反（虚偽記載、企業からの献金禁止）の容疑で逮捕した。市議会開会中の現職市長の逮捕は、県内に大きな衝撃と波紋を呼んでいる。特に、基地の県内移設に反対する革新市長から「市民党」を掲げ、県内移設を容認、推進する立場に豹変したことが、今回の逮捕の原因となった土建業界との癒着を生み出したと、多くの市民が考えている。

翌3月5日、宜野湾市役所では市長室や秘書課に県警による家宅捜索が入った。また、弁護士を通して市長の辞表が届けられ、助役から市議会議長に提出された。3月6日宜野湾市議会は全会一致で比嘉宜野湾市長の辞表を受理した。その結果、宜野湾市長選挙が4月20日告示、27日投票で行なわれることになった。

出直し市長選挙への保守候補者

現職市長逮捕・辞職による宜野湾市長選挙の候補者擁立は、保守と革新の両陣営ともに難しい問題をかかえている。革新市長から保守中道へ路線を転換した比嘉市政の市議会与党は、自

民党系2会派と公明党会派、および元革新系の2会派で構成されており、当初、与党5会派きは市議会与党が統一推せる候補者を作り出そうとしたが、当てにしていた助役の出馬辞退で頓挫した。

一方、政治資金規制法違反の一翼を担った自民党からは、宜野湾市選出の安次富修県議が自分の後援会会合で出馬を表明した。そして、自民党県連が3月25日に安次富修氏の推薦を決定した。しかし、市議会与党による候補者擁立を模索していた自民党会派は安次富氏の県連推薦に反発し、同会派所属の伊佐光雄市議の擁立を決定し、3月28日に出馬表明した。さらに、もう一人の自民党市議が出馬の準備をして4月3日の選挙管理委員会説明会には保守系は3名の予定候補者関係者が参加した。このような保守系の乱立に危機感を持った自民党県連と稲嶺県政は、急遽4月3日に一本化に入った。その結果、伊佐光雄氏ともう一人が立候補を断念して安次富修氏に一本化された。自民党が一本化されることで公明党も推薦できるようになった。これで弱体化するとみなされた保守側は何倍も勢いづくだろう。一本した翌日は、稲嶺知事や仲村正治県連会長が同席して安次富修氏の出馬表明記者会見と事務所開きが行なわれた。

革新候補の擁立 立候補を決意

革新候補の擁立は、当初、比嘉前市長の与党に属する革新系会派と中道会派の7名に野党の革新系無所属会派3名が呼びかけて合同の会議で候補擁立を話し合ったが、与党5会派の話し合いも同時に進められたため、話し合いがうまくいかなかった。そんな中で元宜野湾市長桃原正賢氏らの呼びかけで3月19日に市民集会在開かれて革新候補の擁立の話し合いが始まった。

その中で、候補者が絞られていってノミネートされたのが伊波洋一県議（私）となった。3月21日に正式に出馬要請が行なわれ、3月23日には出馬表明を行なった。

社民党、社大党、共産党と無所属市議会派、労組及び呼びかけ人による基本政策の検討が開始されて合意され、3月30日の事務所開きの日に基本政策が発表された。辺野古沖への軍民共用空港について、私は、市長選に臨む基本政策協議の場で「基地被害の拡大と環境破壊、沖縄基地の固定化につながる県内移設には反対。戦後57年以上も普天間基地による騒音被害や墜落不安に苦しみ続けてきた宜野湾市として、96年4月に日米両政府が合意した普天間飛行場全面返還を約束どおり国の責任で実現してもらおうのは当然」との見解を明らかにし、選挙母体としても県内移設反対の立場で市長選挙に臨むことを確認した。県内移設反対の立場で宜野湾市長選挙を勝利することが、基地のない沖縄の未来を切り開くものになるものと確信している。その後、5年以内の普天間飛行場返還をめざすことを明確にした。以下に、マスコミ等のインタビューや討論で表明した考えを報告する。

普天間飛行場の辺野古移設への見解

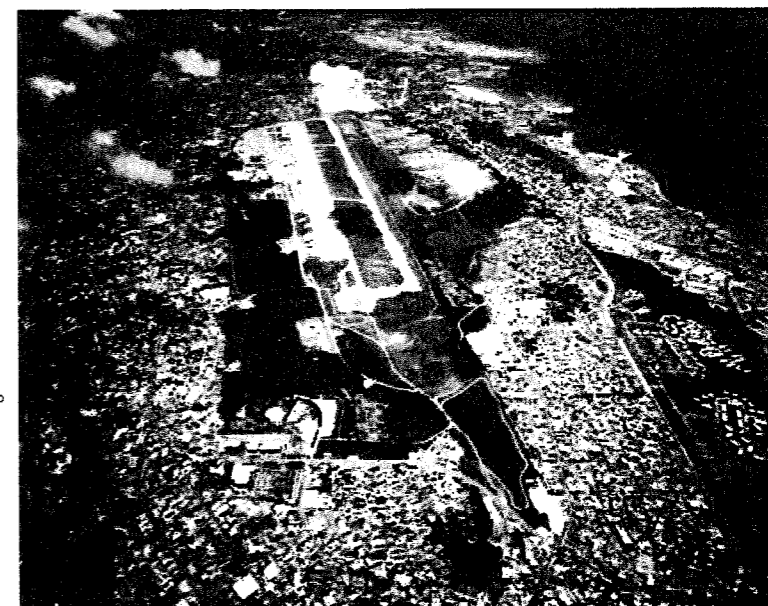
1996年4月12日の普天間飛行場全面返還の日米合意から既に7年が経過しているにも関わらず、返還されず都市住宅地域のど真ん中に位置して、地域住民に爆音被害と墜落事故の危険を日常的に与え続けている。同時に、宜野湾市民・地主が一日も早く実現することを願っている跡地利用も見通しが立たな

い状況である。

現在、国と県が進めている軍民共用空港の建設では、環境アセスに3～4年、埋め立て工事に9年半、滑走路、施設建設に2～3年、機能移設に1年半などで一番早くても、16年後にしか、普天間飛行場は返還されないことになる。既に経過した7年を加えれば、日米合意から23年後の返還となり、米軍施政権下の27年にも匹敵する。米国の基地閉鎖法では閉鎖決定から6年以内の閉鎖・返還が義務付けられており、宜野湾市民にとっては容認出来ない返還期限の遅れである。

稲嶺県政が進める軍民共用空港建設は、基地政策として誤りだ。稲嶺県政は、住宅密集地域の普天間飛行場周辺地域の騒音被害や危険を取り除くためにSACO合意を着実に実施し、一日も早く普天間返還を実現すると県議会の度に答弁しているが、一番早くてもSACO合意から23年後の普天間飛行場返還を一日も早くなどと言うべきではない。

今、進められている辺野古沖への巨大な軍事空港の建設は、辺野古周辺地域に基地被害を拡大させると同時に、ジュゴンも棲む藻場と珊瑚の広がる美しい海を破壊するものであり、沖縄



普天間飛行場（沖縄県ホームページより）

の米軍基地の半永久的な固定化を既成事実化するもので容認も賛成もできない。

米軍基地閉鎖の実態

冷戦後の1990年代に、米国本土やハワイにある米軍基地やヨーロッパの米軍基地の多くが閉鎖された。アジアでもフィリピンのクラーク米空軍基地やスービック海軍基地及び海軍航空基地が閉鎖され、グアムでは二つのアンダーソン空軍基地の空軍部隊や海軍後方支援飛行隊などが解体され常駐部隊はなくなった。このように多くの米空軍基地や海軍航空隊基地が閉鎖される際に、新規に基地が建設されたというようなことは聞いたことがない。基地の閉鎖に伴って、部隊は開催されるか、複数の他基地へ分散される。

ハワイのカネオヘ海兵航空基地は、ホノルル市地域の海軍航空基地の閉鎖に伴う航空機の移駐により、ヘリ部隊を沖縄・普天間基地に中型ヘリを2中隊、大型ヘリを米本国に2中隊、岩国基地に1中隊移動させている。

沖縄の海兵隊航空ヘリ部隊の多くは6ヵ月ローテーションで部隊移動を行なうUDP(ユニット・ディプロイメント・プログラム、部隊配備計画)によって配備されており、部隊の移動は極めて容易である。

だから、普天間基地全体の移設先として新基地建設ではなく、部隊の解体や撤退、米本土、グアム、ハワイや海外基地などを含めた分散によって普天間基地の部隊を移動させれば、5年以内の早期返還を実現することも可能なのである。

沖縄振興新法は、10年期限の時限立法であるが普天間飛行場を大規模跡地として位置付けており、沖縄振興新法の跡利用立法を有効に活用するためにも、普天間飛行場の早期返還は必

要である。

SACOの評価

SACO合意は、土地の返還、訓練及び運用の方法の調整、騒音軽減イニシアティブの実施、地位協定の運用の改善、の5つの項目からなる。それぞれの項目については当初から一定の評価できたものと実現性への危惧や、評価出来ないものがあつた。

土地の返還において代替施設の実現が条件とされたこと、特に普天間飛行場の全面返還に伴う代替施設の建設が条件とされたことは、その後の経過を見る通り、5年～7年の期限による返還を困難にさせているように、土地の返還合意そのものを出来なくするものである。

SACO合意には、思いやり予算等での日米間の移転建設計画の基本原則が色濃く出ている。すなわち「移転建設計画は、1対1代償の原則で行なわれる。この原則のもとに、米軍は米軍管理下にある不動産を日本政府に返還し、それと交換に、日本政府は返還にともなって米軍が失った施設の代替施設を新しく建設する。代替施設は面積、機能が同じものが作られる」という基本原則であるが、米国からの過度な要求を退けるためのものでもあつた。

しかし、沖縄に於いて基本原則を貫けば、いつまで経っても沖縄の過重な基地負担は軽減されないことになる。SACO合意における土地の返還11件のうち、安波訓練場の1時案を除けば、他の10時案は、代替施設の建設等を条件とするものであり、施設改善計画や移転建設計画の1対1代償の原則で行なわれている。そのために、SACO合意の実施は、必ずしも基地負担の軽減には結び付かないだけでなく、新たな基地被害の拡大や新たな環境破壊に結びつくものになっている。その上、稲嶺県政が軍

民共用空港の陸上での建設を公約に掲げて誕生し、その後に広大な海域埋め立てにより環境を破壊する新基地建設を推進していることは、極めて残念なことである。そのために、普天間飛行場の全面返還がSACO合意の期限から十数年遅れることになったことは宜野湾市として決して容認してはならないことである。

「5年後の返還」を実現するための構想

最初に、普天間飛行場全面返還に関するSACO合意の5年～7年の期限が今年であることを市民を含めて共通の認識とする。次に、普天間飛行場の全面返還の最大の目的は、住宅密集地域の普天間飛行場周辺地域の騒音被害や危険を取り除くことであるので、稲嶺県政が進めるような合意から23年後の返還では到底納得できないことを明確にする。

返還期限を迎えた今年の普天間飛行場周辺地域の状況は、大型、中型、小型ヘリの住宅地上での旋回飛行訓練が激しくなっている。喜友名地域や野嵩地域、上大謝名地域などでは、住宅密集地域でのヘリの低空旋回飛行が日常化している。このような飛行実態を県民や設先周辺自治体、他府県民や政府、国会、米国民や米政府と米連邦議会にインターネット等で発信し、普天間飛行場返還を放置させないようにする。

これまでの米国の基地閉鎖で新たな基地建設は無かったことを検証し、沖縄の基地負担を解消するためには、普天間基地の全面返還では日米間の移転建設計画の基本原則である「1対1代償の原則」を適用してはならないことを明確にする。

プエリトルコのビエケス島の射撃場は、米海軍にとって絶対に手放すことの出来ない射撃場であると言っていたにも関わらず、閉鎖せざる得なかったのは、住民と自治体の閉鎖要求

が変らなかったためだ。

普天間飛行場の5年以内の全面返還を実現することを宜野湾市の要求とするだけでなく議会議決などで、県内全市町村の要求としていく取り組みを行ない、沖縄県にも責任を持ってもらうよう要請する。そして、県民要求として国や国会、米国政府や米議会にも働きかけたい。

以上が、基地移設問題に関する主な見解である。

カンパのお願い

私の選挙はこれまでもクリーンな個人寄付に頼っているが、今回は前宜野湾市長の不祥事を払拭して市民の信頼を得ることが重要である。しかし、相手は稲嶺県政と日本政府が応援する自民党候補である。極めて厳しい戦いを余儀なくされる。不十分な選挙資金を造成するために、今回は私の届け出済みの政治資金管理団体「結の風ネットワーク」の郵便振替口座へのカンパをお願いしている。寄付できる方には、次の郵便振替口座に1000円からの寄付をお願いしたい。(4月4日記)

郵便振替口座番号:

01750-6-91569

加入者名: 結の風ネットワーク

問い合わせ電話:

098-892-7734

(ファックス兼用)



会計報告
(03.2.4~4.4)

【収入】

○前期からの繰越	359,292
○当期の収入	235,000
会費収入	226,750
(内訳) 維持個人	0
維持団体	31,000
参加団体	0
参加個人	12,000
通信会員	183,750
カンパ収入	8,250
運動収入	0
資料収入	0
預金利息	0

【支出】

●当期の支出	84,650
電話・FAX代	0
郵送費	67,928
文具・備品	8,902
印刷・コピー代	0
振込等手数料	2,970
分担金等	0
雑費	4,850
●次期への繰越	509,642

原子力艦
入港情報

#137

2003.2.1~4.4

〔ロサンゼルス級原子力潜水艦〕

【横須賀】 なし

◆	2月27日	10:06	原潜プレマートン(L)入港
◇	3月10日	10:00	原潜プレマートン(L)出港
◆	3月25日	10:05	原潜プレマートン(L)入港
◇	3月29日	09:55	原潜プレマートン(L)出港

横須賀当期計(うち原潜) 2(2)

【佐世保】

◆	2月19日	10:08	原潜ホノルル(L)入港
◇	2月21日	14:00	原潜ホノルル(L)出港
◆	2月24日	08:58	原潜ホノルル(L)入港
◇	同日	09:08	原潜ホノルル(L)出港
◆	3月4日	14:10	原潜シカゴ(L)入港
◇	同日	14:49	原潜シカゴ(L)出港
◆	3月7日	08:57	原潜シカゴ(L)乳港
◇	同日	09:33	原潜シカゴ(L)出港
◆	3月9日	15:00	原潜ホノルル(L)入港
◇	3月19日	15:34	原潜ホノルル(L)出港
◆	3月27日	15:03	原潜ホノルル(L)入港
◇	3月29日	15:00	原潜ホノルル(L)出港

佐世保当期計(うち原潜) 6(6)

【沖縄(ホワイトビーチ)】

なし

●2003年1月1日から4月4日までの各地の原子力艦入港数/()内は原子力潜水艦

横須賀	3(3)
佐世保	6(6)
沖縄	0(0)
合計	9(9)

●桜の花が冷たい雨にぬれています。山中さんが書いているように、なかなか「春爛漫」というわけにはいきません。戦争が始まってからしばらくは、呆然としてすごしていました。ようやく気をとりなおして、「反撃」の道を考え始めています。国連総会開催要求は、もう時機を逸しているのではと思いつつ。しかし、ここで国際世論があつた無茶な戦争を許してしまつてはもともこもない、とも思います。どうか、署名を広めていただければと思います。

●いつもの「編集後記」なら、ここらで軽口のひとつもたたくところですが、どうもそんな気持ちにもなれません。どこかの反戦集会で、きつとお会いしましょう。

●テレビに出てくるブッシュらの勝ち誇つたような顔...しかし、航空会社の破綻など

戦争の悪影響はアメリカ社会も直撃しています。なんとか早く目が覚めてほしい。いや、目を覚まさせなければなりません。

●今号ではかけなかったけれど、やはり一番悪質なものは小泉の日本です。統一地方選ではなんとか一矢を報いたいところです。伊波さん、がんばれ! (た)



月刊「キャッチピース」 発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集●キャッチピース編集委員会
連絡先●223-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方 電話・fax●045-531-1341 tamaki@pw.catv.ne.jp
郵便振替口座●00160-136148 「キャッチピース」 定価●100円(通信会員年間3,000円)